

大通達甲（刑企）第34号
令和6年5月22日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
各警察署長 殿

刑事部長

迅速・確実な被害の届出の受理等について（通達）

被害の届出の受理については、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第61条において、被害の届出をする者があったときは、その届出に係る事件が管轄区域の事件であるかどうかを問わず、これを受理しなければならないと規定されている。

迅速・確実な被害の届出の受理等については、「迅速・確実な被害の届出の受理について」（平成25年4月1日付け大通達甲（刑企）第8号）等に基づき行っているところ、引き続き、被害者の要望に応える迅速・確実な届出の受理がなされるよう、下記の事項について徹底を図らきたい。

なお、前記通達は、廃止する。

記

1 被害の届出の迅速・確実な受理

(1) 即時受理の原則

被害の届出に対しては、被害者等の立場に立って対応し、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、即時受理すること。

「明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合」とは、届出人から聴取した届出内容から容易に判断し得るものをいい、改めて捜査又は調査を行い検討することを意味するものではない。また、こうした判断により、被害の届出を受理しなかったものについては、事件管理総合システムにより作成する事案認知報告書（捜査部門における事件管理の徹底について（令和5年3月31日付け大示達甲（刑企）第12号ほか）第1号様式）や警察安全相談等受理簿（警察安全相談等の取扱いに関する訓令の運用について（令和5年3月31日付け大通達甲（広報）第5号ほか）第1号様式）により届出の内容、状況等を記録化し、所属長に報告すること。

なお、「即時受理」とは、例えば警ら中や現場臨場時に被害の届出があった場合に、その場で必ず受理することまでを求めるものではないので、その点留意すること。

(2) 受理に当たる警察官

被害の届出は、迅速・確実に受理できる者が対応すること。

なお、交番等に届出があった場合には、交番等勤務員及び当該被害に係る事件捜査を担当する専務員は、互いに連絡を密にし、その対応に当たること。

また、被害の申告を受けた警察官が別の急訴事案に対処する必要があるなどのため直ちに届出を受理できないときは、他の警察官を当該届出の受理に当たらせるなど適切な措置を講ずること。

(3) 管轄区域外の被害の届出

届出に係る事件が、管轄区域外のものであっても、被害の届出は即時受理すること。

なお、受理に当たっては、届出をしようとする者の負担に配慮し、事件の捜査は当該事件を捜査することが適当な、犯罪地を管轄する警察署等に引き継がれ、当該引継ぎを受けた警察署等から事情聴取や見分の立会等を要請する場合があることについて説明し、届け先に係る意向を確認すること。届出をしようとする者が、犯罪地を管轄する警察署等に届け出る意向を示したときは、当該警察署等に対し確実な連絡を行うこと。

(4) 警察署間の情報の共有

被害者が複数の都道府県警察又は警察署の管轄に属する場所において被害に遭う可能性がある場合には、被害届を受理した警察署及び他の関係する警察署は、関連情報の共有を図るなど緊密に連携すること。

2 連絡先等に関する書面交付の実施

(1) 実施方法

被害の届出を受理した際は、届出人に対し、届出人の警察への問合せ、連絡等の円滑を図るため、連絡先等を記載した書面を交付することができることを説明し、交付を希望した場合には、届出の日時、連絡先等を記載した書面（別添）を交付すること。

なお、本制度の説明及び交付の有無を捜査てん末書（犯罪捜査規範施行細則の運用等について（令和5年9月26日付け大通達甲（刑企）第26号ほか）別記様式）に記載すること。

(2) 書面交付対象事件

被害の届出を受理した事件のうち、「被害者連絡実施要領の制定について」（令和5年9月22日付け大通達甲（刑企）第25号ほか）に規定する対象事件を除いたものを書面交付の対象とする。ただし、当該対象事件について、書面を交付することとしても差し支えない。

なお、被害の届出を受理する段階において被疑者を検挙している場合は、書面交付を不要とする。

(3) 交付する書面の連絡先

交付する書面に記載する警察への連絡先は、各警察署の捜査を担当する専務係（例：〇〇警察署刑事課盗犯係）とするものとする。

（刑事企画課指導係）

別添

届出の日時：令和 年 月 日
(午前・後 時 分)

本件について、警察に問合せをする場合は、

警察署 課 係

(電話番号 — — 内線)

に御連絡ください。

※1 お問合せの際には、届出の日時、被害にあわれた方のお名前、被害の日時等をお伝え
ください。

※2 この書面は、被害届の受理証明ではありません。